用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については」に、「同規則改訂版の5. 及び6. に限る。以下第93条第8項において同じ。）」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5. 及び6. に限る。以下第93条第8項において同じ。）」とあるのは「同規則改訂版補足改訂版の規則5. 及び6. に限る。以下第93条第8項において同じ。）」を「協定規則第131号の技術的な要件（同規則の規則5. 及び6. 又は同規則改訂版補足改訂版の規則」に改め、同条第二十四項、第二十五項、第二十七項から第二十九項まで及び第三十一項中「、第百七十一条第二項及び別添百十三3・」を「及び第百七十一条第二項」に改め、同条第三十三項中「ついては、」の下に「細目告示第十五条第二項第一号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）及び第九十三条第二項第一号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに」を加え、「同規則第十一改訂版補足第九改訂版」を「同規則第十一改訂版補足第十改訂版」に改め、同条第三十四項から第三十六項までを次のように改める。

34　平成三十三年十月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が五トンを超え十二トン以下のもの（平成三十一年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十一年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第二項第一号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）及び第九十三条第二項第一号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第十改訂版の規則5・2・1・32・に限る。）は、適用しない。ただし、当該自動車（第二十五項の適用を受けるものを除く。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第十改訂版附則21に限る。）に適合するものでなければならない。

35　平成三十三年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が十三トンを超えるもの及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が八トンを超え二十トン以下のもの（平成三十年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第二項第一号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第十改訂版の規則5・2・1・32・に限る。）は、適用しない。ただし、当該自動車（第二十五項の適用を受けるものを除く。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第十改訂版附則21に限る。）に適合するものでなければならない。

36　平成三十三年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が八トン以下のもの（平成三十一年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第二項第一号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第十改訂版の規則5・2・1・32・に限る。）は、適用しない。ただし、当該自動車（第二十五項の適用を受けるものを除く。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第十改訂版附則21に限る。）に適合するものでなければならない。

37　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車を除き、立席を有するものに限る。）であって車両総重量が十二トンを超えるもの及び被牽引自動車（空気ばねを備えるものを除く。）については、当分の間、細目告示第十五条第二項第一号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）及び第六項第一号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに第九十三条第二項第一号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）及び第六項第一号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）は、適用しない。ただし、当該自動車（第二十四項及び第三十二項の適用を受けるものを除く。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、当該装置は、協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第九改訂版附則21に限る。）に適合するものでなければならない。

38　平成三十一年十月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が十二トンを超えるもの（平成二十九年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第二項第一号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに第二号イ（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）及びロ（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置に係る部分に限る。）並びに協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第十改訂版の規則5・2・1・32・に限る。）は、適用しない。ただし、当該自動車（第二十九項及び第三十項の適用を受けるものを除き、細目告示第十五条第二項第一号及び第二号イ並びに第九十三条第二項第一号及び第二号イの適用を受けるものに限る。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第十三H号の技術的な要件（同規則補足第十五改訂版附則九Aに限る。）に、当該自動車が緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第十三H号の技術的な要件（同規則補足第十五改訂版附則九Bに限る。）に、それぞれ適合するものでなければならない。

第九条に次の七項を加える。